

附属機関の名称

燕市公民館運営審議会

設置の目的

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、燕市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、以下、所掌事務を行う。

所掌事務

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

委員構成

審議会は、委員 20 人以内で組織する。

任期

2 年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

委員名簿

令和 6 年 4 月 1 日現在

委員	齋藤 恵	中央公民館
委員	三輪 千恵子	吉田公民館
委員	土屋 久栄	分水公民館
委員	沖坂 弘子	小池公民館
委員	田野 正則	小中川公民館
委員	竹田 敏行	松長公民館
委員	星野 宏司	川前公民館
委員	佐野 満子	南公民館
委員	土田 昭弘	西燕公民館
委員	和田 照雄	藤の曲公民館
委員	土田 トヨ子	東公民館
委員	芦田 三奈	粟生津公民館
委員	竹田 義和	吉田北公民館